



趣旨

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。
また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方へのUターン・Jターンの基礎を形成することが期待できる。

事業内容

総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業。農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取組を推進する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

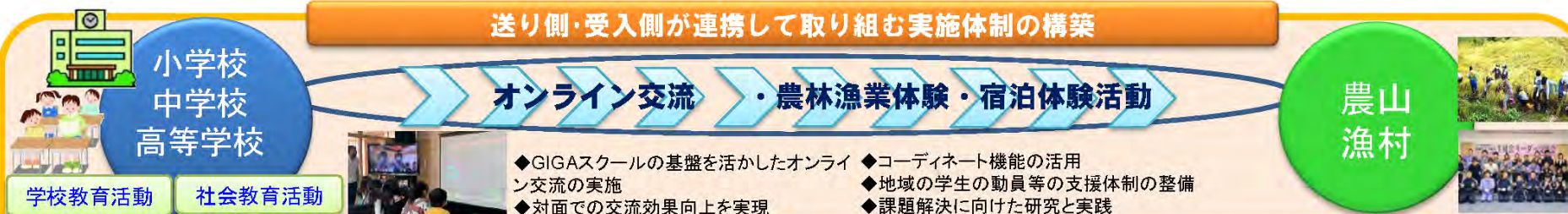
補助率

特別交付税措置 ※措置率0.5

令和3年度
当初予算
(百万円)

28

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金・研修・会議に要する経費・関係団体との調整に要する経費
・外部研修受講に係る受講料、旅費・印刷製本費等

■子供農山漁村交流支援事業

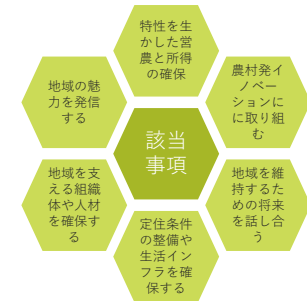
送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換）等	・左記のほか、受入体制の整備に係る経費等

45 地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。



趣旨目的 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う。

事業内容 市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家（※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー）を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。

事業実施主体（対象者） 市町村

補助率 特別交付税措置（上限額は下図参照）

令和3年度
当初予算
（百万円） —

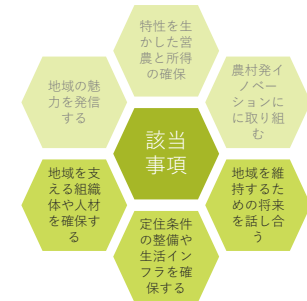
地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(388名)、先進自治体で活躍している職員(22名(組織を含む)) (令和3年4月1日現在 計410名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村: ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容:
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)



趣旨 過疎地域等の集落では、人口減少と高齢化により、生活扶助機能の低下等の様々な問題が発生していることから、住民と行政が連携して集落の課題解決に取り組むことを促進する。

事業内容 地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と地方自治体の間での話し合いの促進等を実施する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村	補助率	特別交付税措置（上限額は下図参照）	令和3年度 当初予算 (百万円)	—
-----------------	----------	-----	-------------------	------------------------	---

集落支援員

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
 - ・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施
- ＜特別交付税措置＞
- 措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 430万円** ・兼任 40万円
- ※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。
- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

《集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省



趣旨 目的	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援する。
事業 内容	○地域運営組織等が実施する事業（※申請は市町村から提出） ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ○過疎市町村等が実施する事業 ・過疎地域持続的発展事業 ・過疎地域集落再編整備事業 ・過疎地域遊休施設再整備事業

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村、地域運営組織	補助率	下図参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	780
-----------------	-----------------	-----	------	------------------------	-----

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)
※ 交付対象経費の限度額 1,500万円
(下記事業については、限度額を上乗せ)
① 専門人材を活用する事業(+500万円)
② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)
- 令和3年度予算 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

③過疎地域集落再編整備事業

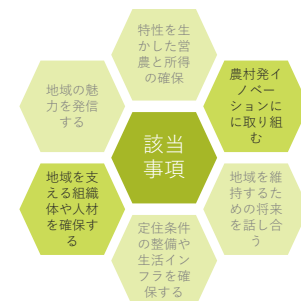
- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
 - ・定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - ・集落等移転事業
 - ・季節居住団地整備事業
- 令和3年度予算 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)
※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加
※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- **令和3年度予算 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)**

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)
〈例〉
 - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
 - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
 - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和3年度予算 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)



趣旨 大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。

事業内容 地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド商品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。

事業実施主体
(対象者) 都道府県、市町村

補助率 特別交付税措置（下図参照）

令和3年度
当初予算
(百万円) —

事業イメージ

